

日サ協第 080199
2008 年 6 月 19 日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から回状 1145 号をもって 2008 年競技規則の改正について通達されました。下記のとおり、日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、これらの改正等は国際的に 7 月 1 日から有効となりますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、例年どおり 7 月 1 日以降のしかるべき日（遅くとも 8 月中）から施行することといたします。

2008 年競技規則の改正について

第 122 回国際サッカー評議会（IFAB）年次総会が 2008 年 3 月 8 日にスコットランドで開催された。総会において競技規則の改正が承認され、様々な指示および指令が発せられたが、それらは以下のとおりである。

競技規則の改正および評議会の決定

改正全体について

本年は下に示すよう、第 2 条の修正のみが競技規則の内容に関する改正となるが、一貫性、簡略化および明白化を目指し、内容の統一、再編をするために規則全体の表現や構成を見直し改訂されている。これにより、2007/08 版競技規則では国際サッカー評議会の決定としていたものが幾つか競技規則内に取り込まれ、また、これまで“審判員のための追加的指示およびガイドライン”としていた部分に追加された。2008/09 年版競技規則では、この部分が“競技規則の解釈および審判員のためのガイドライン”という名称に変更されている。この変更は、この部分の内容が競技規則そのものを補完するもので、その適用が必須であることを強調するものである。

更に、競技規則中に明示されていなかった原則の幾つかは試合を行うことで暗黙に了解されていたが、規則を完全なものとするため、新しく規則内に追加された。例えば、第 4 条に、“両チームは、お互い、また主審や副審と区別できる色の服装を着用しなければならない”と明記されることになる。

< 日本協会の解説 >

サッカーの競技規則は、1938年にサー・スタンレー・ラウスが現在の17条に書き換え、1997年に全体の文章とレイアウトが変更された。その後の11年間にも多くの追加や改正がなされたので、これらを整理すると共に規則をより分かりやすく、また解釈に混乱が生じないように、文章の追加や言い回しの平易化、決定の条文化等が行われている。

また、これまでの“ 審判員のための追加的指示およびガイドライン ”が“ 競技規則の解釈および審判員のためのガイドライン ”と変更されたように、規則の解釈は、審判員だけでなく、競技者、チーム役員を含むすべてのサッカー関係者が理解するものである。

本回状は、変更された文章表現のすべてについて説明していない。競技規則の冊子は毎年6月中に加盟協会あて送付されるので、変更点は翻訳後日本協会が8月に発行する日本語版2008/09年競技規則に反映される。

第1条 - 競技のフィールド

2008年3月8日の年次総会で国際“ A ”マッチのための「競技のフィールド」の大きさを標準化することが承認されたが、その後5月8日のIFAB特別会議において、来年北アイルランドで開催される第123回年次総会で再考するまで施行しないと決定した。

第2条 - ボール

国際サッカー評議会の決定

決定 1

現在の条文

競技会の試合では、第2条に規定されている最低限の技術的要件を満たしているボールのみの使用を認める。

FIFAの競技会および各大陸連盟の主催下で行われる競技会の試合において使用するボールは、次の3つの記号のいずれかがボールに付けられていることを条件として承認される。

- ・公式の“FIFA承認”のロゴ、または、
- ・公式の“FIFA検定”のロゴ、または、
- ・“国際試合ボール基準”を示すマーク



新しい条文

ボールは、第2条の要件に加え、FIFAや各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合において、次のいずれかのロゴが付けられていることを条件として使用が認められる。

- ・公式の“FIFA承認”のロゴ
- ・公式の“FIFA検定”のロゴ
- ・“国際試合ボール基準”のロゴ



ボールに付けたこれらの記号は、第2条に規定されている最低限の仕様に加えて、カテゴリごとに規定された技術的要件を満たしていることが公式にテストされて証明されていることを示している。カテゴリごとに定められた追加要件のリストは、国際評議会によって承認されたものである。テストを実施する検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

加盟協会の競技会では、上記の3つの記号のいずれかを付けたボールの使用を要求することができる。

その他の試合においても、使用するボールは第2条の要件を満たすものとする。

これらのロゴは、第2条に規定されている最低限の仕様に加えて、ロゴ別に規定された技術的要件を満たしていることが公式にテストされて証明されていることを示している。ロゴ別に定められた追加要件のリストは、国際サッカー評議会によって承認されたものである。テストを実施する検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

加盟協会の競技会は、これら3つのロゴのいずれかを付けたボールの使用を要求することができる。

< 日本協会の解説 >

FIFAは“ボールの質の考え方”に基づき、ボールの品質に応じて“FIFA承認”、“FIFA検定”および“国際試合ボール基準”のカテゴリを設定しているが、昨年(2007年5月)これらのロゴを新たに作成したので、今後これらのロゴをボールに貼付することになった。

国際評議会の指令および指示

負傷した競技者の対応

競技者が負傷後、ボールが依然インプレー中であるときに、ボールを保持しているチームが取る対応が世界中の各種大会において様々で、これによって混乱が生じる可能性がある。主審は競技者が重傷を負ったと判断した場合には試合を停止し、軽傷の場合にはプレーを続けさせる職権を有していることが第5条に明記されていると、国際評議会はあらためて表明するものである。

更に、国際評議会は、サッカー・ファミリーに対して、シミュレーションを糾弾すると共に主審が重傷を負ったかどうかを見極めることを援助できるよう、この(シミュレーションという)罪悪の根絶に取り組むため一致団結し、そして、サッカー全体として、フェアプレーの基本的精神を持ち続け、試合の高潔さを維持することを呼びかける。

<日本協会の解説>

競技者が重傷を負うと、フェアプレー精神の遵守という名目でボールをけり出し、治療後ボールを保持していたチームにボールをけり返すという対応が一般的に行われている。しかし、ときにはフェアプレーとはかけ離れ、自らのチームにとって有利なプレーの再開方法となるよう、また時間稼ぎをするように行われることもある。

試合進行中に競技者が重傷を負った場合の対応は評議会の年次総会において議論されたが、これはフィールド上で自然に出てくる行動であることから、規則化されなかった。主審には競技規則に則り、リーダーシップをもってその対応を行うことが求められる。

また、シミュレーションは主審を騙すということのみならず、フェアプレー精神に大きく反する行為である。審判員が対応することは言うまでもなく、サッカー界として、この根絶のための方策を実施していかなければならない。

ピッチサイドのTVモニター

競技のフィールドの境界周辺に放送目的のモニター設置数が増えているが、テクニカルエリアの利用者がこれらに近づくことや、ピッチサイドのTVモニターが見える場所に居ることが禁止されていることを、国際評議会は強調するものである。

<日本協会の解説>

これまでも強調されていることだが、テクニカルエリア内のチーム役員や交代要員などがピッチ横のTVモニターを見ることは認められていない。TVモニターを見ることで、主審や副審の判定に対して不信感を持つ、異議を申し立てる、あるいは戦術的な情報を得ることは不当なことである。

ゴールライン・テクノロジー

国際評議会は、次に通知するまで、ゴールライン・テクノロジーに関するすべての試験を凍結することを決定した。

追加的な副審

国際評議会は、FIFAが近々開催される大会で2人の追加的な副審について実験することを許可した。

<日本協会の解説>

ボールがゴールに入ったかどうかを機械的に判定する“ゴールライン・テクノロジー”の開発は困難が多いので、棚上げすることになり、ペナルティーエリア内のファウルや不正行為を集中的に監視する副審を2人追加する実験等、より人間が判定することの重要性に目を向けることになった。

施行

競技規則に関して、本年の年次総会における評議会の決定は、大陸連盟および加盟協会において2008年7月1日から拘束力を発するものである。しかし、現シーズンが7月1日までに終了しない大陸連盟あるいは加盟協会については、今回採用された競技規則変更について、競技会への適用を次シーズン開始まで延期してもよい。

国際サッカー連盟

事務局長

ジェローム・ヴァルク

写し送付： F I F A 理事
F I F A 審判委員会
大陸連盟